

藤沢市手数料条例の一部改正について

藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の3の表を次のように改める。

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第53条第1項に基づく建築物新築等計画の認定申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査を行う場合を除く。）	1件	<p>(1) 一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）については、4,900円</p> <p>(2) 共同住宅等の住宅部分については、次のアからケまでに掲げる申請戸数の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額</p> <p>ア 1戸 4,900円</p> <p>イ 2戸から5戸まで 9,600円</p> <p>ウ 6戸から10戸まで 16,000円</p> <p>エ 11戸から25戸まで 27,000円</p> <p>オ 26戸から50戸まで 45,000円</p> <p>カ 51戸から100戸まで 81,000円</p> <p>キ 101戸から200戸まで 130,000円</p> <p>ク 201戸から300戸まで 160,000円</p> <p>ケ 301戸以上 170,000円</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をする場合を含む。以下同じ。）については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 共同住宅等の住宅部分 次の(イ)から(ウ)までに掲げる共同住宅等の</p>

総戸数の区分に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 1戸 4,900円

(イ) 2戸から5戸まで 9,600円

(ウ) 6戸から10戸まで 16,000円

(エ) 11戸から25戸まで 27,000円

(オ) 26戸から50戸まで 45,000円

(カ) 51戸から100戸まで 81,000円

(キ) 101戸から200戸まで 130,000円

(ク) 201戸から300戸まで 160,000円

(ケ) 301戸以上 170,000円

イ 共用部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル以下 9,600円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 27,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 81,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 130,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 160,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるとき 200,000円

ウ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル以下 9,600円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 27,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 81,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 130,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 160,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるとき 200,000円

		<p>(2) (1)以外の場合</p>	<p>1件</p>	<p>(1) 一戸建て住宅については、 34,000円</p> <p>(2) 共同住宅等の住宅部分については、次のアからケまでに掲げる申請戸数の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額</p> <p>ア 1戸 34,000円</p> <p>イ 2戸から5戸まで 69,000円</p> <p>ウ 6戸から10戸まで 97,000円</p> <p>エ 11戸から25戸まで 140,000円</p> <p>オ 26戸から50戸まで 200,000円</p> <p>カ 51戸から100戸まで 280,000円</p> <p>キ 101戸から200戸まで 380,000円</p> <p>ク 201戸から300戸まで 500,000円</p> <p>ケ 301戸以上 590,000円</p> <p>(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 共同住宅等の住宅部分 次の(ア)から(ケ)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア) 1戸 34,000円</p> <p>(イ) 2戸から5戸まで 69,000円</p> <p>(ウ) 6戸から10戸まで 97,000円</p> <p>(エ) 11戸から25戸まで 140,000円</p> <p>(オ) 26戸から50戸まで 200,000円</p> <p>(カ) 51戸から100戸まで 280,000円</p> <p>(キ) 101戸から200戸まで 380,000円</p> <p>(ク) 201戸から300戸まで 500,000円</p> <p>(ケ) 301戸以上 590,000円</p> <p>イ 共用部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル以下 110,000円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下 180,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下 280,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートルを超え</p>
--	--	---------------------	-----------	---

				<p>1 0,000平方メートル以下 360,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 430,000円</p> <p>(ク) 25,000平方メートルを超えるとき 500,000円</p> <p>ウ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル以下 240,000円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 380,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 550,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 670,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 790,000円</p> <p>(ク) 25,000平方メートルを超えるとき 900,000円</p>
2	<p>法第53条第1項に基づく建築計画申請審査に併せて第54条第1項の適用を認める場合</p>	<p>(1) 申請前にかからかじめ当該計画について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合</p> <p>(2) (1)以外の場合</p>	<p>1戸</p> <p>1戸</p>	<p>次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(1) 1の項(1)の規定により算出した額</p> <p>(2) 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(1) 1の項(2)の規定により算出した額</p> <p>(2) 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p>
3	<p>法第55条第1項に基づく建築計画認定の申請審査に併せて第54条第1項の適用を認める場合</p>	<p>(1) 申請前にかからかじめ当該計画の変更について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合</p>	<p>1件</p>	<p>(1) 一戸建て住宅については、2,450円</p> <p>(2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分については、次のアからケまでに掲げる変更申請戸数の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額</p> <p>ア 1戸 2,450円</p> <p>イ 2戸から5戸まで 4,800円</p> <p>ウ 6戸から10戸まで 8,000円</p> <p>エ 11戸から25戸まで 13,500円</p> <p>オ 26戸から50戸まで</p>

を除く。)

- 22,500円
カ 51戸から100戸まで
40,500円
キ 101戸から200戸まで
65,000円
ク 201戸から300戸まで
80,000円
ケ 301戸以上 85,000円
- (3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るもの（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）を合算した額
- ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 1戸 2,450円
(イ) 2戸から5戸まで
4,800円
(ウ) 6戸から10戸まで
8,000円
(エ) 11戸から25戸まで
13,500円
(オ) 26戸から50戸まで
22,500円
(カ) 51戸から100戸まで
40,500円
(キ) 101戸から200戸まで
65,000円
(ク) 201戸から300戸まで
80,000円
(ケ) 301戸以上 85,000円
- イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル以下
4,800円
(イ) 300平方メートルを超え
2,000平方メートル以下
13,500円
(ウ) 2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以下
40,500円
(エ) 5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以下
65,000円
(オ) 10,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以下
80,000円
(カ) 25,000平方メートルを超えるとき 100,000円
- ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額

		<p>(ア) 300平方メートル以下 4,800円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下 13,500円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下 40,500円</p> <p>(エ) 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 65,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以下 80,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートルを超え るとき 100,000円</p> <p>エ 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分 1の項(1)の(3)の規定により算出した額（この場合において、「総戸数」とあるのは「追加する戸数」、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とそれぞれ読み替えるものとする。）</p>
(2) (1)以外の場合	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、 17,000円</p> <p>(2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分については、次のアからケまでに掲げる変更申請戸数の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額</p> <p>ア 1戸 17,000円</p> <p>イ 2戸から5戸まで 34,500円</p> <p>ウ 6戸から10戸まで 48,500円</p> <p>エ 11戸から25戸まで 70,000円</p> <p>オ 26戸から50戸まで 100,000円</p> <p>カ 51戸から100戸まで 140,000円</p> <p>キ 101戸から200戸まで 190,000円</p> <p>ク 201戸から300戸まで 250,000円</p> <p>ケ 301戸以上 295,000円</p> <p>(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るもの（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）を合算した額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次の(ア)から(イ)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ(ア)から(イ)までに定める額</p> <p>(ア) 1戸 17,000円</p> <p>(イ) 2戸から5戸まで</p>

- 34,500円
- (ウ) 6戸から10戸まで
48,500円
- (エ) 11戸から25戸まで
70,000円
- (オ) 26戸から50戸まで
100,000円
- (カ) 51戸から100戸まで
140,000円
- (キ) 101戸から200戸まで
190,000円
- (ク) 201戸から300戸まで
250,000円
- (ケ) 301戸以上 295,000円
- イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル以下
55,000円
- (イ) 300平方メートルを超え
2,000平方メートル以下
90,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以下
140,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以下
180,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以下
215,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超えるとき 250,000円
- ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル以下
120,000円
- (イ) 300平方メートルを超え
2,000平方メートル以下
190,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以下
275,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以下
335,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以下
395,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超えるとき 450,000円
- エ 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分
1の項(2)の(3)の規定により算出

				した額（この場合において、「総戸数」とあるのは「追加する戸数」，「床面積」とあるのは「追加する床面積」とそれぞれ読み替えるものとする。）
4	法第55条第1項に基づく建築物新築等計画の変更の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査を行う場合に限る。）	(1) 申請前あらかじめ当該計画の変更について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合	1戸	次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 (1) 3の項(1)の規定により算出した額 (2) 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額
		(2) (1)以外の場合	1戸	次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 (1) 3の項(2)の規定により算出した額 (2) 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額
5	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に該当していることの証明書の交付		1件	400円
備考				
<p>1 この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。</p> <p>2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「住宅部分」とは、人の居住の用に供する建築物の部分をいう。</p> <p>4 この表において「申請戸数」とは、法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る建築物が共同住宅等である場合において、当該共同住宅等の住戸のうち同時に当該申請を行う住戸の合計数をいう。</p> <p>5 この表において「共用部分」とは、共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。</p> <p>6 この表において「非住宅部分」とは、人の居住の用に供する部分及び共用部分以外の部分をいう。</p> <p>7 この表において「変更申請戸数」とは、法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る建築物が共同住宅等である場合において、当該共同住宅等の住戸のうち同時に当該申請を行う住戸の合計数をいう。</p>				

別表第4の5の表を次のように改める。

1	<p>法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	1件	<p>(1) 用途が工場等である建築物については、次に掲げる額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 23,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 43,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 100,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 150,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 190,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 230,000円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 19,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 38,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 95,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 140,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 180,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 220,000円</p> <p>(2) 用途が工場等以外である建築物については、次に掲げる額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p>
---	---	----	---

			<ul style="list-style-type: none"> (㉞) 300平方メートル未満 230,000円 (㉟) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 370,000円 (㊱) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 530,000円 (㊲) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 650,000円 (㊳) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 770,000円 (㊴) 25,000平方メートル以上 870,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(㉞)から(㊴)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(㉞)から(㊴)までに定める額 (㉞) 300平方メートル未満 87,000円 (㉟) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 150,000円 (㊱) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 240,000円 (㊲) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 310,000円 (㊳) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 370,000円 (㊴) 25,000平方メートル以上 440,000円
2	法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	1件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 用途が工場等である建築物については、次に掲げる額 ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(㉞)から(㊴)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(㉞)から(㊴)までに定める額 (㉞) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 50,000円 (㉟) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 75,000円 (㊱) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 95,000円 (㊲) 25,000平方メートル以上 115,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求

			<p>めたものについては、次の(ア)から(イ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める額</p> <p>(ア) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 47,500円</p> <p>(イ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 70,000円</p> <p>(ウ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 90,000円</p> <p>(エ) 25,000平方メートル以上 110,000円</p> <p>(2) 用途が工場等以外である建築物については、次に掲げる額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(イ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める額</p> <p>(ア) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 265,000円</p> <p>(イ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 325,000円</p> <p>(ウ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 385,000円</p> <p>(エ) 25,000平方メートル以上 435,000円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(イ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める額</p> <p>(ア) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 120,000円</p> <p>(イ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 155,000円</p> <p>(ウ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 185,000円</p> <p>(エ) 25,000平方メートル以上 220,000円</p>
3	<p>法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認</p> <p>(1) 法第29条第1項の規定による申請前にかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等に</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、 4,700円</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分 次の(ア)から(イ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(イ)</p>

ものについては、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額

ア 200平方メートル未満
17,000円

イ 200平方メートル以上
19,000円

(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

ア 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同号イ(2)及びロ(1)若しくは同項第3号ロ又は第10条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(イ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満
69,000円

(イ) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
120,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
200,000円

(エ) 5,000平方メートル以上
280,000円

イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同項第3号イの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(イ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満
33,000円

(イ) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
57,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上
160,000円

ウ 省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満
230,000円

(イ) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
370,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上

				<p>5,000平方メートル未満 530,000円</p> <p>(㊦) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 650,000円</p> <p>(㊧) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 770,000円</p> <p>(㊨) 25,000平方メートル以上 870,000円</p> <p>エ 省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(㊩)から(㊫)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(㊩)から(㊫)までに定める額</p> <p>(㊩) 300平方メートル未満 87,000円</p> <p>(㊪) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 150,000円</p> <p>(㊫) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 240,000円</p> <p>(㊬) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 310,000円</p> <p>(㊭) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 370,000円</p> <p>(㊮) 25,000平方メートル以上 440,000円</p>
4	<p>法第29条第1項の規定による申請前における建築物エネルギー消費性能向上計画の申請又は法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の申請(当該申請併せて)</p>	<p>(1) 法第29条第1項の規定による申請前における建築物エネルギー消費性能向上計画の申請前における建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けている場合又は法第36条第1項の規定による申請前における建築物エネルギー消費性能判定、認定又は評価を受けている場合</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に係る登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査</p> <p>イ 法第12条第1項又は第13</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 4,700円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分 次の(㊯)から(㊻)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(㊯)から(㊻)までに定める額</p> <p>(㊯) 300平方メートル未満 9,400円</p> <p>(㊰) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 20,000円</p> <p>(㊱) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 45,000円</p> <p>(㊲) 5,000平方メートル以上 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次の(㊯)から(㊻)までに掲げる建築物の当該部分の床面</p>

<p>第2項のよ審出場限 定適合申 る適の行 査の申 を合に る。))</p>	<p>条第2項の規定 による建築物エ ネルギー消費性 能確保計画が建 築物エネルギー 消費性能基準に 適合しているこ との判定 ウ 法第30条第 1項の規定によ る建築物エネル ギー消費性能向 上計画の認定 エ 都市の低炭素 化の促進に関す る法律第54条 第1項の規定に よる低炭素建築 物新築等計画の 認定 オ 住宅の品質確 保の促進等に関 する法律第3条 の2第1項に規 定する評価方法 基準に基づく評 価</p>	<p>積の合計に応じ、それぞれ(ア)から (カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 9,400円 (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 27,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 80,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 130,000円 (オ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 160,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 200,000円 ウ 第1号イに掲げる額</p>
	<p>(2) (1)以外の場合</p>	<p>1件 (1) 一戸建て住宅であって、省令第1 条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは 同号イ(2)及びロ(1)又は第10条第 2号イ及びロの規定によりエネルギー 消費性能を求めたものについては、 次に掲げる額のうち、当該申請に 係るものを合算した額 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の 区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定 める額 (ア) 200平方メートル未満 34,000円 (イ) 200平方メートル以上 38,000円 イ 申請に係る建築物について別表 第4の1の表1の項の規定の例に より算出した額 (2) 一戸建て住宅であって、省令第1 条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規 定によりエネルギー消費性能を求め たものについては、次に掲げる額 のうち、当該申請に係るものを合 算した額 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積 の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ) に定める額 (ア) 200平方メートル未満 17,000円 (イ) 200平方メートル以上 19,000円 イ 第1号イに掲げる額 (3) 一の建築物については、次に掲げ</p>

る額のうち、当該申請に係るものを合算した額

ア 省令第1条第1項第2号イ(1)及び

ロ(1)若しくはイ(2)及びロ(1)若しくは同項第3号ロ又は第10条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満

69,000円

(イ) 300平方メートル以上

2,000平方メートル未満

120,000円

(ロ) 2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満

200,000円

(ハ) 5,000平方メートル以上

280,000円

イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及び

ロ(2)又は同項第3号イの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満

33,000円

(イ) 300平方メートル以上

2,000平方メートル未満

57,000円

(ロ) 2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満

100,000円

(ハ) 5,000平方メートル以上

160,000円

ウ 省令第1条第1項第1号イ又は

第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満

230,000円

(イ) 300平方メートル以上

2,000平方メートル未満

370,000円

(ロ) 2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満

530,000円

(ハ) 5,000平方メートル以上

10,000平方メートル未満

650,000円

(ニ) 10,000平方メートル以上

25,000平方メートル未満

770,000円

(ホ) 25,000平方メートル以上

				870,000円 エ 省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 87,000円 (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 150,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 240,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 310,000円 (オ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 370,000円 (カ) 25,000平方メートル以上 440,000円 オ 第1号イに掲げる額
5	第31項に定める建築物のエネルギー消費性能向上の変更に係る申請の審査に併せて同項に定める審査を行う場合を除く。	(1) 申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けている場合	1件	(1) 一戸建て住宅については、2,350円 (2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積合計に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 4,700円 (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 10,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 22,500円 (エ) 5,000平方メートル以上 40,500円 イ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 4,700円 (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 13,500円 (ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 40,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満

		65,000円 (㉜) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 80,000円 (㉝) 25,000平方メートル以上 100,000円
(2) (1)以外の場合	1件	(1) 一戸建て住宅であって、省令第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額 ア 200平方メートル未満 17,000円 イ 200平方メートル以上 19,000円 (2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 省令第10条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(㉞)から(㉟)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(㉞)から(㉟)までに定める額 (㉞) 300平方メートル未満 34,500円 (㉟) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 60,000円 (㊱) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 100,000円 (㊲) 5,000平方メートル以上 140,000円 イ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(㊳)から(㊵)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(㊳)から(㊵)までに定める額 (㊳) 300平方メートル未満 115,000円 (㊴) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 185,000円 (㊵) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 265,000円 (㊶) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 325,000円 (㊷) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 385,000円 (㊸) 25,000平方メートル以上 435,000円 ウ 省令第10条第1号イ(2)及びロ

				<p>(2)又は同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 43,500円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 75,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 120,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 155,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 185,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 220,000円</p>
6	<p>第31項に定める建築物エネルギー消費性能計画の認定の申請（当該併条に準ずる。）</p> <p>第30項に定める適合の審査を行う。</p>	<p>(1) 申請前にあらかじめ当該計画の変更について建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けている場合</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 2,350円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 4,700円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 10,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 22,500円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 40,500円</p> <p>イ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 4,700円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 13,500円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 40,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満</p>

		65,000円 (カ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 80,000円 (ク) 25,000平方メートル以上 100,000円 ウ 第1号イに掲げる額
(2) (1)以外の場合	1件	(1) 一戸建て住宅であって、省令第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 次の(ク)又は(ケ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ク)又は(ケ)に定める額 (ク) 200平方メートル未満 17,000円 (ケ) 200平方メートル以上 19,000円 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額 (2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 省令第10条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ク)から(ケ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ク)から(ケ)までに定める額 (ク) 300平方メートル未満 34,500円 (ケ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 60,000円 (ク) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 100,000円 (ケ) 5,000平方メートル以上 140,000円 イ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ク)から(ケ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ク)から(ケ)までに定める額 (ク) 300平方メートル未満 115,000円 (ケ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 185,000円 (ク) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 265,000円 (ケ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 325,000円

			<ul style="list-style-type: none"> (カ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 385,000円 (ク) 25,000平方メートル以上 435,000円 ウ 省令第10条第1号イ(2)及びロ (2)又は同条第3号イの規定により 非住宅部分のエネルギー消費性能 を求めたものについては、次の(ア) から(ク)までに掲げる床面積の区分 に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに 定める額 (ア) 300平方メートル未満 43,500円 (イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 75,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 120,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 155,000円 (カ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 185,000円 (ク) 25,000平方メートル以上 220,000円 エ 第1号イに掲げる額
7	建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行規則（平 成28年国土交通省令第5号。 以下この表において「規則」と いう。）第11条の規定に基づ く軽微な変更該当しているこ との証明書の交付	1件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 用途が工場等である建築物につい ては、次に掲げる額 ア 省令第1条第1項第1号イの規 定によりエネルギー消費性能を求 めたものについては、次の(ア)から (エ)までに掲げる当該証明書の交付 に係る床面積の合計に応じ、それ ぞれ(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 50,000円 (イ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 75,000円 (ウ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 95,000円 (エ) 25,000平方メートル以上 115,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロの規 定によりエネルギー消費性能を求 めたものについては、次の(ア)から (エ)までに掲げる当該証明書の交付 に係る床面積の合計に応じ、それ ぞれ(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 47,500円 (イ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満

			<p>70,000円</p> <p>(ウ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 90,000円</p> <p>(エ) 25,000平方メートル以上 110,000円</p> <p>(2) 用途が工場等以外である建築物については、次に掲げる額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ウ)から(エ)までに掲げる当該証明書の交付に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ウ)から(エ)までに定める額</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 265,000円</p> <p>(イ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 325,000円</p> <p>(ウ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 385,000円</p> <p>(エ) 25,000平方メートル以上 435,000円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ウ)から(エ)までに掲げる当該証明書の交付に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ウ)から(エ)までに定める額</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 120,000円</p> <p>(イ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 155,000円</p> <p>(ウ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 185,000円</p> <p>(エ) 25,000平方メートル以上 220,000円</p>
8	規則第29条の規定に基づく軽微な変更該当していることの証明書の交付	1件	400円
<p>備考</p> <p>1 この表において「工場等」とは、省令第10条第1号に規定する工場等をいう。</p> <p>2 この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」とは、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。</p> <p>3 この表において「住宅部分」とは、法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。</p> <p>4 この表において「非住宅部分」とは、法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。</p>			

別表第8中9の項を10の項とし、6の項から8の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6	住居表示台帳の写しの交付	1件	400円
---	--------------	----	------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、大規模な非住宅建築物のエネルギー消費性能に関する規制が行われることに伴い、同法による建築物エネルギー消費性能確保計画の判定及び同計画の変更の判定に係る手数料等を新設し、及び規定の整備を行うとともに、住居表示台帳の写しの交付に係る手数料を新設する必要による。